

吹田市に震度５弱以上の地震が発生した際の
臨時休室等について

- 1 前日に震度５弱以上の地震が発生し、学校が臨時休校の措置を取る場合
留守家庭児童育成室は臨時休室となります。
- 2 小学校への登校前に震度５弱以上の地震が発生した場合
留守家庭児童育成室は臨時休室となります（学校も臨時休校となります）。
- 3 小学校の休業日（春夏冬休み、運動会の代休日など）
 - （１）前日に震度５弱以上の地震が発生した場合、臨時休室となります。
育成室の安全確認が必要なため、臨時休室とします。
 - （２）当日に震度５弱以上の地震が発生した場合、臨時休室となります。
地震発生時刻によって、児童が既に育成室に到着、あるいは育成室に向かっている場合は、運動場を基本に、安全な場所で一時保護し、保護者等のお迎えを待ちます。
- 4 留守家庭児童育成室での保育中に震度５弱以上の地震が発生した場合
運動場を基本に、安全な場所に避難・待機し、保護者等のお迎えを待ちます。
- 5 参考「育成室での保育中に緊急地震速報が発表された場合」
緊急地震速報が発表され、震度５弱以上の地震が発生した場合は、上記４の対応になります。誤報の場合は、通常どおり保育を継続します。
- 6 お迎えについて
地震発生後は、電話が使えないことが想定されます。お迎えが必要な場合は、直営育成室については、留守家庭児童育成室運営システム（以下「H0ICT」という。）、委託育成室については、在籍育成室の連絡ツールでお知らせする予定ですが、状況によっては配信の送信、受信が行えない場合があります。震度５弱以上の地震発生時は、自主的にお迎えに来ていただきますようお願いいたします。
なお、直営育成室の新規入室児童の保護者の方へのH0ICTの使用方法やログインID及びパスワードにつきましては、３月上旬～中旬頃に御案内いたします。
また、児童を安全かつ確実に保護者のもとへ引き渡すため、あらかじめ、児童のお迎えに来られる方を把握させていただきます。つきましては、裏面の「緊急時引渡票の作成について」を確認し、「緊急時引渡票」を在籍育成室に提出してください。

留守家庭児童育成室
入室児童の保護者様へ

放課後子ども育成室長

緊急時引渡票の作成について

本市育成室において、台風等による暴風警報または大雨特別警報の発令、震度5弱以上の地震及び重大事件等が発生した場合、児童のお迎えをお願いします。

その際には、児童を安全かつ確実に保護者のもとへ引き渡すため、あらかじめ、児童のお迎えに来られる方を把握させていただきます。つきましては、別紙「緊急時引渡票」に必要な事項を記入の上、入室する育成室まで提出してください。

記

1 運用

- (1) 児童1人につき「育成室提出用」と「家庭保管用」の両方を記入してください。
(きょうだいがある本市育成室に入室している場合は人数分)
- (2) 引渡票提出後の変更は、在籍育成室の指導員まで連絡してください。

2 記入

- (1) 「引取登録者」欄には、基本的には保護者の方の氏名を記載していただきますが、緊急時、実際に来校することが可能、かつ任せることができる親戚や近所の方などを選任していただいても構いません。ただし、児童が名前を知っている人で、学校から渡されている名札を着用または身分証明書を提示できる方に限ります。
- (2) 保護者以外の「引取登録者」には、事前に同意を得ておいてください。
- (3) 中高生などは原則として「引取登録者」に選任できません。

3 当日（緊急事態発生時）

- (1) 「引取登録者」欄に記入していない方には、引渡すことができません。
- (2) きょうだいで在籍している場合は、確実に児童の引渡しを行うため、下のクラスの児童から順に引渡しを受けてください。クラスごとに引渡しを行います。
- (3) 緊急時に児童の引渡しが必要になった場合は、直営育成室については、留守家庭児童育成室運営システム（H0ICT）、委託育成室については、在籍育成室の連絡ツールでお知らせする予定ですが、状況によっては配信の送信、受信が行えない場合があります。特に地震発生時には、ラジオ、ニュース等で本市の震度を確認して、震度5弱以上の場合は、自主的にお迎えに来ていただきますようお願いいたします。

吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室 電 話 06-6384-1599（直通）／FAX 06-6380-6771 メール houkagokodomo@city.suita.osaka.jp
--